

老介発0624第1号
平成26年6月24日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の公布について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）については、平成26年6月13日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされております。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 改正行審法及び整備法の趣旨・概要

別添「行政不服審査法関連三法の公布について（総管第31号平成26年6月13日総務大臣通知）」のとおりであること。

第二 整備法による介護保険法（平成9年法律第123号）等の一部改正（整備法第170条及び第171条関係）

第1 社会保険診療報酬支払基金の処分等に係る審査請求関係

整備法による個別法の整備方針に沿って、争訟の一次的解決を図る観点から、次に掲げる改正を行うものであること。（第174条関係）

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の不作為に係る審査請求についても、処分に係る審査請求と同様、審査庁を厚生労働大臣とすること。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の処分等に係る審査請求について、審査庁である厚生労働大臣に次の権限を付与すること。

- ① 処分・事実行為を変更する権限（改正行審法第 46 条第 1 項、第 47 条）
- ② 申請を認容する処分をすべき旨を命ずる権限（改正行審法第 46 条第 2 項）
- ③ 不作為に係る申請に対し一定の処分をすべき旨を命ずる権限（改正行審法第 49 条第 3 項）
- ④ 執行停止における「その他の措置」を行う権限（改正行審法第 25 条第 2 項）

第 2 介護保険審査会に対する審査請求関係

一 介護保険審査会に対する審査請求期間の延長

改正行審法第 18 条第 1 項の規定と同様、審査請求期間を現行の 60 日から 3 か月に延長すること。（第 192 条関係）

二 介護保険審査会が行う市町村に対する通知に関する事項

改正行審法第 9 条第 3 項の規定により読み替えられた同法第 29 条第 1 項の規定と同様、改正行審法第 24 条の規定により審査請求を却下する場合は、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に対する通知を要さないものとする。（第 193 条関係）

第三 留意点

第 1 改正行審法においては、審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続が導入されているが、これらは介護保険審査会に対する審査請求には適用されないものであること。（改正行審法第 9 条第 3 項）

※ 介護保険審査会は改正行審法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する機関であるため、改正行審法第 9 条第 3 項により、審理員・第三者機関に関する規定は適用されないこととなる。

第 2 整備法により、個別法における不服申立前置の廃止・縮小が行われたが、介護保険審査会においては、その対象となる審査請求が大量であることを踏まえ、不服申立前置が維持されていること。